

2026年度JSAFレース（行事）主催者保険

（公財）日本セーリング連盟（以下、「連盟」という）加盟・特別加盟団体がレース（行事）等を主催する場合には、参加者に対する安全管理に万全を期す必要があります。更に、予測不可能な事態に対処するため、連盟ではレース（行事）を主催する連盟加盟・特別加盟団体に対して主催者保険への加入を強く推奨しています。

連盟、及び連盟加盟・特別加盟団体が主催するレース（行事）において、参加者及び観客等の第三者が運営・指導上の瑕疵によって負傷・死亡、もしくは第三者の財物を損壊した場合に、法律上の損害賠償責任に対して損害賠償金等を補償する主催者保険があり、連盟は包括的にこの保険に加入しています。

この保険が適用されるためには、各年度初めにレース（行事）を主催する計画のある加盟・特別加盟団体ごとに、連盟本部に主催者保険申告書に記入後、連盟本部に提出する必要があります。

以下に、連盟主催者保険の概要と加入手続きについて説明します。

1. レース主催者保険概要

連盟および連盟加盟団体（県ヨット連盟・外洋団体含む）、特別加盟団体が、主催・共同主催の行事（レース・パーティ・合宿等）、連盟登録指導者が連盟加盟・特別加盟団体と共同主催する講習会（練習含む）に起因する事故の内、参加者および観客などの第三者が、行事運営上や指導上の瑕疵によって負傷あるいは死亡した場合、又は第三者の財物を損壊した場合に法律上の損害賠償責任に対して損害賠償金、訴訟対応費用、弁護士費用等を補償するものです。（国内提訴のみ）（行事後援は対象外）

平成28年度より、外洋艇のみのレースに関する主催者保険については、別立てとなりました。

【小型艇、小型艇+大型艇レース（行事）】

1. 契約先 株式会社 ビー・アル・エフ
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
2. 保険種類 賠償責任保険
3. 加入団体（被保険者）
連盟及び、連盟加盟・特別加盟団体（除く、外洋系団体）、艇種別団体、階層別団体
（但し、連盟本部に加盟・特別加盟団体ごとに主催者保険申告書を提出することが必要。）
4. 保険期間：2026年4月1日から2027年3月31日
5. 補償内容
加盟・特別加盟団体（除く、外洋系団体）が主催あるいは共同主催するヨットレースにおいて、運営上の過失によりレース参加者などの第三者の身体・生命を害した時や、第三者の財物を損壊したことで、法律上の賠償責任を負った場合において、損害賠償金及び訴訟費用が保険金額の範囲内で補償される。（法律上の損害賠償責任に対する損害賠償金、訴訟対応費用、弁護士費用等を補償）

イ. 補償される期間

行事日程が1日間の場合は、関連業務（受付事務等）開始時から全ての行事が終了し、レース本部解散時まで。日程が2日間以上の場合は、第1日目の業務開始から最終日のレース本部解散時までとする。（この期間中に行われる、事務処理スペース、パーティー会場、表彰式会場等での発生事象も対象となる。また、大会期間中のパーティーにおける食中毒等については、大会終了後でも保険対象）

ロ. 対象海域：日本国領海内（公海、排他的経済水域を除く）

ハ. 対象訴訟：日本国内での訴訟に限る

ニ. 損害防止費用（支払限度無制限）

ホ. 緊急措置費用（支払限度無制限）

ヘ. 権利保全行使費用（支払限度無制限）

ト. 訴訟費用（支払限度無制限）

チ. 協力費用（支払限度無制限）

リ. てん補限度額

業務遂行危険

【主催・共同主催中に損害が発生した事故】（ともに免責0円）

対人賠償：1事故支払限度 3億円 対物賠償：1事故支払限度 3億円

製造物完成作業危険

【行事・講習会開催後に発生した事故】（ともに免責0円）

対人賠償：1事故支払限度 3億円 対物賠償：1事故支払限度 3億円

6. 主な免責事由（保険金を支払えない場合）について

自動車・航空機・船舶の所有、使用、管理に伴う事故：それぞれ個別の保険が準備されているために、個々の保険での付保が必要となる。

地震、噴火、津波に起因する事故

【大型艇レース（行事）】

1. 契約先 東京海上日動火災保険株式会社

保険代理店：東南興産株式会社 東京事業部

2. 保険種類 賠償責任保険

3. 加入団体（被保険者）

連盟及び外洋系加盟・特別加盟団体

（但し、連盟本部に加盟・特別加盟団体ごとに主催者保険申告書を提出することが必要。）

4. 保険期間：2026年4月1日から2027年3月31日

5. 補償内容

3. に記載の団体が主催あるいは共同主催するヨットレースにおいて、運営上の過失によりレース参加者などの第三者の身体・生命を害した時や、第三者の財物を損壊したことで、法律上の賠償責任を負った場合において、損害賠償金及び訴訟費用が保険金額の範囲内で補償される。

イ. 補償される期間

行事日程が1日間の場合は、関連業務（受付事務等）開始時から全ての行事が終了し、レース本部解散時まで。日程が2日間以上の場合は、第1日目の業務開始から最終日のレース本部解散時までとする。（この期間中に行われる、事務処理スペース、パーティー会場、表彰式会場等での発生事象も対象となる。また、大会期間中のパーティーにおける食中毒等については、大会終了後でも保険対象）

ロ. 対象海域：全世界

ハ. 対象訴訟：日本国内での訴訟に限る

ニ. 初期対応費担保

責任の有無が十分に判明しない初期の段階であっても、社会通念上妥当と思われる費用を補償。

ホ. 訴訟対応費担保

応訴のために合理的に必要となる被保険者の内部的な費用を補償。

（臨時雇用費用、事故の再現実験費等）

ヘ. てん補限度額（いずれも免責0円）

- ①対人賠償 3,000万円／1名 3億円／1事故
- ②対物賠償 3億円／1事故
- ③初期対応費用 500万円／1事故
- ④訴訟対応費用 2,000万円／1事故

6. 主な免責事由（保険金を支払えない場合）について

自動車・航空機・船舶の所有、使用、管理に伴う事故：それぞれ個別の保険が準備されているために、個々の保険での付保が必要となる。

地震、噴火、津波に起因する事故

2. 保険料算出基準

(1) 小型艇（ディングー）は、各レース参加者総数×レース数、新年会、忘年会、夏祭り、各種行事の総参加者にて申告する。

(2) 登録指導者

所属する団体を通じて、連盟本部にて登録した指導者が開催する講習会（練習含む）の総参加者数にて申告する。

（登録指導者が所属する団体が、連盟主催者保険加入済であること）

3. 各団体基準保険料

主催者加入団体を3タイプのリスク区分とする。（大型艇は、別に定める基準により保険料を算定しており、連盟本部より当該加盟団体宛に規定の保険料相当額を請求する。）

- ① 小型艇（ディングーレース） 主催・共同主催団体
- ② 小型艇・大型艇（ディングーレース・クルザーレース） 主催・共同主催団体
- ③ 登録指導者（ディングー） 個人

① 小型艇（ディングーレース・表彰式・パーティー・その他行事） 団体

年間総参加者数	100名以下	6,000円
〃	300名以下	10,000円
〃	500名以下	14,500円

〃	1.000 名以下	20.000 円
〃	2.000 名以下	28.000 円
〃	3.000 名以下	32.000 円
〃	5.000 名以下	39.000 円

② 小型艇/大型艇 (デイングー+クルザーレース・表彰式・パーティー・その他行事) 団体

年間総参加者数	100 名以下	10.000 円
〃	300 名以下	16.000 円
〃	500 名以下	24.000 円
〃	1.000 名以下	33.000 円
〃	2.000 名以下	46.000 円
〃	3.000 名以下	53.000 円
〃	5.000 名以下	65.000 円

③ 登録指導者 1名 600円 (年間)

※指導者が所属する加盟・特別加盟団体が、連盟主催者保険に加入していること。

4. 加入方法：(小型艇、外洋系とも同じ)

① 「日本セーリング連盟総合賠償責任保険加入台帳 (様式1)」の連盟宛提出

連盟総合賠償責任保険加入台帳 (様式1) を使用し、コピーして連盟事務局宛てに送付すること。追って後日追加申し込みの場合は、所定の台帳に累進記入して、累進した頁のコピーを送付することにより、加入の手続きとする。

② 行事台帳の備え付

各加盟・特別加盟団体は、各加盟・特別加盟団体が主催・共同主催して行う行事台帳を備え、行事内容 (名称、期間、参加人員) を記録し、毎年 12 月 31 日をもって台帳をコピーし、その年度の行事開催状況報告を翌年 1 月 20 日までに連盟事務局宛てに提出する。「年度行事記録台帳 (様式2)」

③ 外洋系主催者保険料について

外洋各団体からの前年度レース本数をもとに、総参加人数を 1 艇 7 名 (平均値) として、レース乗員数の総数を算出、その総乗員数をもとに、各団体の割合を算出し、その割合で負担する保険料を各団体でシェアする。

5. 保険料の払込み

加入申込台帳の記入欄に必要事項を記載し確認の上、連盟本部宛に提出する際に以下の連盟指定の銀行口座に振り込むこと。

みずほ銀行 渋谷支店 普通 250135 財団法人日本セーリング連盟

6. 主催者保険加入に当たっての留意事項

- (1) J S A F加盟団体ではない一時的な組織である「実行委員会」、加盟・特別加盟団体の下部団体等が主催するレース、下部団体に所属する連盟登録指導者が主催する講習会等は、本主催者保険の対象とはならない。このようなケースにおいては、開催水域のJ S A F加盟団体、もしくは上部団体が、当該実行委員会・下部団体とともに実質的な運営主体となることを前提として、J S A F加盟団体と当該実行委員会・下部団体との共同主催とすること。
- (2) なお、共同主催は単なる「名義貸し」であってはならず、共同主催とした場合には、損害賠償責任を負うことになるので、適正な対応が必要であることに留意すること。

7. 問い合わせ先

公益財団法人日本セーリング連盟 事務局

Mail head@jsaf.or.jp